

知立市文化芸術推進 基本計画

概要版



2021(令和3)年3月

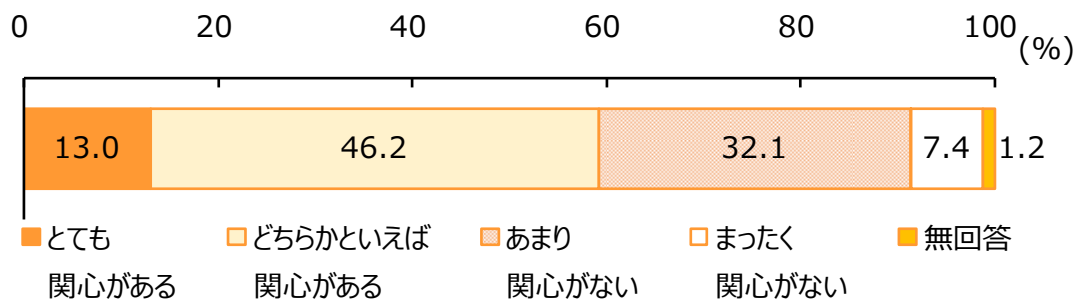
知立市教育委員会

計画の位置づけ

- ・第6次知立市総合計画、知立市文化芸術基本条例に基づく計画
- ・文化芸術基本法の第7条の2「地方文化芸術推進基本計画」、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の第7条「地域の特性に応じた施策」、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条「地方公共団体の計画」にあたります。
- ・計画期間は、2021(令和3)年度を初年度とし、概ね10年(令和12年)を計画期間とします。施策・重点施策については、5年に1回程度、見直します。

- ・ 文化芸術への関心について、「どちらかといえば関心がある」「あまり関心がない」「とても関心がある」「まったく関心がない」の順に多くなっています。
- ・ 直接鑑賞や文化活動で困ることとして、「仕事・家事・勉強等で時間がない」、「お金が高い」、「気に入った内容のものがない」、「きっかけがない」ことなどがあげられています。
- ・ 知立市が文化芸術振興に力を入れるべきこととして、「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」「わかりやすく説明してもらえたり、実際に体験できる」など、鑑賞・参加に関することが上位となっています。

■ 市民の文化芸術への関心



■ 文化芸術についての課題

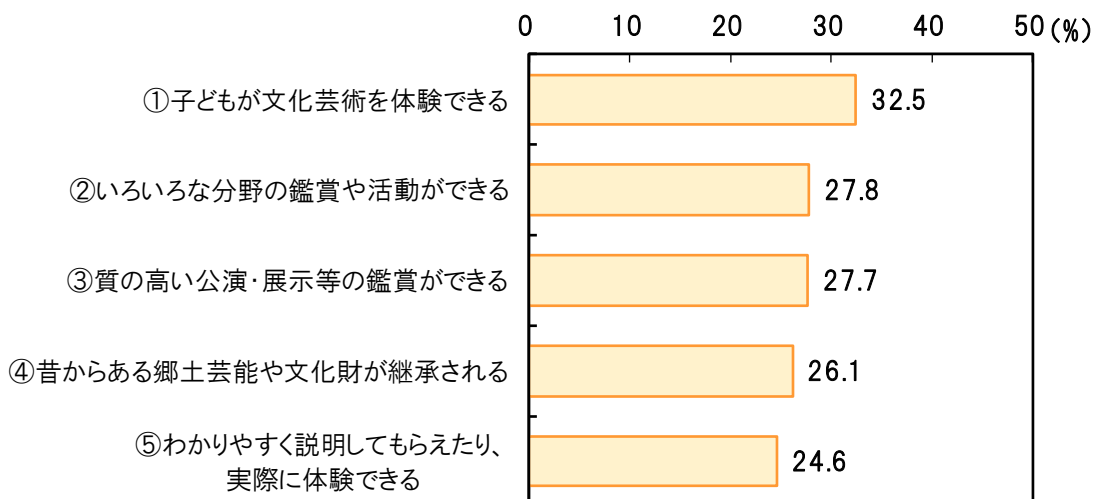
●● 直接鑑賞する上で困ること(上位5項目) ●●

①仕事・家事・勉強等で時間がない	28.6%
②お金が高い	25.8%
③気に入った内容のものがない	25.5%
④きっかけがない	22.3%
⑤場所が遠い	18.2%

●● 文化活動をする上で困ること(上位5項目) ●●

①仕事・家事・勉強等で時間がない	30.6%
②きっかけがない	30.1%
③気に入った内容のものがない	19.9%
④費用がかかりすぎる	17.5%
⑤一緒に行く人がいない	13.4%

●● 知立市が文化芸術振興に力を入れるべきこと(上位5項目) ●●



資料：市民アンケート(2020年)

知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり

■ 基本的な考え方

私たちのまち知立市は、いにしえからの豊かな歴史と文化を築き育む風土を大切に受け継いできました。

在原業平や松尾芭蕉が歌に詠み、尾形光琳が描いた燕子花図屏風で知られる八橋のかきつばた。歌川広重が描いた馬市の名残を残す東海道の松並木。明治神宮から御下賜された知立公園の花しょうぶ。そして、ユネスコ無形文化遺産に登録された知立まつりの山車文楽とからくり。これらは知立市の宝であり、先人たちが大切に守り育ててきた文化芸術活動のたまものです。

これら受け継がれてきた文化芸術と、新たに生まれる文化芸術が混ざり合い、私たちのまちは形作られています。

文化芸術を自由に創造し、享受することは、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉の発展、コミュニティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野において重要な役割を担うものであり、住みよく活力あるまちづくりのためになくてはならないものです。

このように、文化芸術は、過去と現在と未来、人と人を結ぶ力があります。また、一人ひとりの心を育てるとともに、楽しく暮らしやすいまちを育てていくものでもあります。文化芸術の公演・イベント・まつりは、一人ひとりの市民に、また、市全体が盛り上がり、活力を生み出します。

こうした文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、「知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり」を目指し、文化芸術の推進を図ります。

■■ 8つの基本方針 ■■

①自主性・創造性
・多様性

②文化権

③保存・記録・継承

④情報発信・交流

⑤教育

⑥市民の意見
の反映⑦各分野との
連携⑧機能分担と
協働

- ・ 3つの基本施策に基づき体系的に取り組みます。

基本施策

1

だれもが鑑賞・参加・創造できる環境づくり

1-1 鑑賞・体験の機会づくり

- ① 気軽に文化芸術にふれる機会づくり
- ② 良質な作品の鑑賞機会の提供
- ③ ポップカルチャー・メディア芸術など新たな分野の鑑賞機会の提供
- ④ より深く鑑賞するための講座などの開催
- ⑤ アートのあるまちづくり
- ⑥ 特色ある文化芸術事業の展開

1-2 創作・発表の機会づくり

- ① 文化芸術関連の各種講座の実施
- ② グループ活動の支援
- ③ スキルアップの支援
- ④ 発表・交流の機会づくり



1-3 文化芸術作品の創造

- ① 市民参加の作品創造
- ② オリジナルの文化芸術作品の創造

1-4 共生社会の実現

- ① 就学前児童の親子を対象とした公演
- ② 小中学生を対象とした鑑賞・体験の機会づくり
- ③ 高齢者等が参加しやすい講座の開催・グループ活動の育成
- ④ 障がい者・外国人市民等が参加・体験しやすい機会づくり
- ⑤ 文化芸術を通じた社会包摂への取組

2-1 歴史・文化財の保存

- ① 資料の収集・記録・保存
- ② 文化財の指定・保護
- ③ 山車文楽とからくりの活動・継承支援
- ④ 市史の編さんと活用

2-2 歴史・文化財の活用

- ① 学校における知立の歴史・文化財の学習
- ② 歴史民俗資料館における展示
- ③ 歴史・文化財・民俗に関する講座
- ④ 歴史民俗資料館と図書館との共同イベント
- ⑤ まちの中の文化財等の案内の充実
- ⑥ 歴史・文化財を活かしたまつり・観光の推進
- ⑦ 新たな文化芸術資源の発見・活用

3-1 戦略的・効果的な文化施設の運営

- ① 利用しやすい施設運営
- ② 国・県・財団・大学等との連携
- ③ 安全な施設運営と新しい生活様式への対応
- ④ 予防保全型の計画的な修繕



3-2 文化芸術情報の収集・記録・発信、相談対応

- ① 広報紙の活用
- ② 情報誌・チラシの作成・配布
- ③ Web を利用した情報発信
- ④ 公演・文化財等のデジタル情報の収集・活用
- ⑤ 連携による情報発信・相談対応

3-3 人材の育成

- ① 地域の新進芸術家の育成
- ② 文化施設の職員等の育成
- ③ 市民ボランティアの育成
- ④ 次代人材の育成
- ⑤ 表彰

- ・ 次の5つの施策について、重点的に取り組みます。

重点施策

1

子どもが様々な文化芸術に親しむことができるまち

次代の知立を担う子どもたちが、芸術家や作品に直接ふれ、楽しむ中で、豊かな人間性・社会性・創造力を育むことができるように、引き続き、公演、ワークショップ、展示会等を開催し、文化に親しむことができる機会を充実します。

- 0歳から鑑賞できるコンサート
- 「パティオ DE 夏休み」など子ども向けのアートフェスティバル
- 幼稚園・保育園・小中学校へのアーティストの訪問・公演
- 中学3年生への文楽鑑賞公演
- 小中学校での伝統芸能・伝統文化等の体験学習〔創作・邦楽・茶華道等〕
- 子どもを対象とした文化講座

重点施策

2

「知立の山車文楽とからくり」の継承・活用

貴重な文化財の継承と活用を図るために、地元保存会と連携して、市内での公演、学校訪問、イベントへの参加など、より多くの市民の理解を広げ、その理解を深めるとともに、語り・三味線・人形遣いを担う後継者の育成を図ります。また、国内外での公演、同様の文化財を有する自治体との交流を支援するとともに、このような活動について、映像等を含めた記録を進め、保存・活用を図ります。

- 保存会の市内での公演
- 保存会の国内外への公演・交流の支援
- 語り・三味線・人形を学ぶ講座
- 歴史民俗資料館における山車文楽とからくりに関する展示、企画展の開催
- まつりや公演の映像の記録・Webを利用した情報発信
- 全国山・鉦・屋台保存連合会と連携した情報発信・交流

重点施策

3

障がい者の文化活動の機会の充実

障がいの種別や特性の違いにかかわらず、いかなる障がい者でも、幼少期から生涯にわたり、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術を体験・鑑賞する機会をつくるとともに、創造・発表する環境づくりに取り組みます。このような取組が広がり、継続的に実施されるように、障がい者本人、文化施設・福祉施設・学校の職員、介護者それぞれが、活動や支援の方法を学ぶ機会の充実を図りま

す。また、障がい特性に応じて、手話、音声、文字やICT技術を活用するなど様々な手段による情報提供を行います。

- 障がい特性に配慮したバリアフリー舞台作品の公演
- 美術、映画、文化財など多様な分野の鑑賞・学習機会の提供
- 障がい特性に応じた特別支援学級・団体・グループ別の文化芸術体験方法の研究
- 「草の根フェスティバル」など当事者団体による文化芸術イベントの支援
- 印刷物やHPを作成する際に、デザインの配慮や読み上げ機能の活用
- 文化事業や講座等での接遇や合理的配慮を検討するワーキンググループの設置・運営

重点施策

4

文化芸術を通じた多文化共生への試み

外国人市民の文化芸術活動の現状やニーズを把握し、それを踏まえながら、文化芸術活動のきっかけづくりや、アートコミュニケーション力を媒介とした多文化共生の地域づくりに取り組みます。文化芸術を通じた多文化共生について、試行を繰り返しながら、知立市にあった事業を形作っていきます。

- 国際交流に関するイベントの開催、「知立よいとこ祭り」への参加支援
- 知立団地等での外国人市民向けの文化芸術に関する講座の実施
- 外国人市民向けの様々な国籍の人が参加した作品制作
- 食文化、ファッション、音楽などを通じた多様な文化体験の機会づくり
- 国際的な文化芸術作品の鑑賞機会づくり
- 文化芸術情報・作品の多言語での提供

重点施策

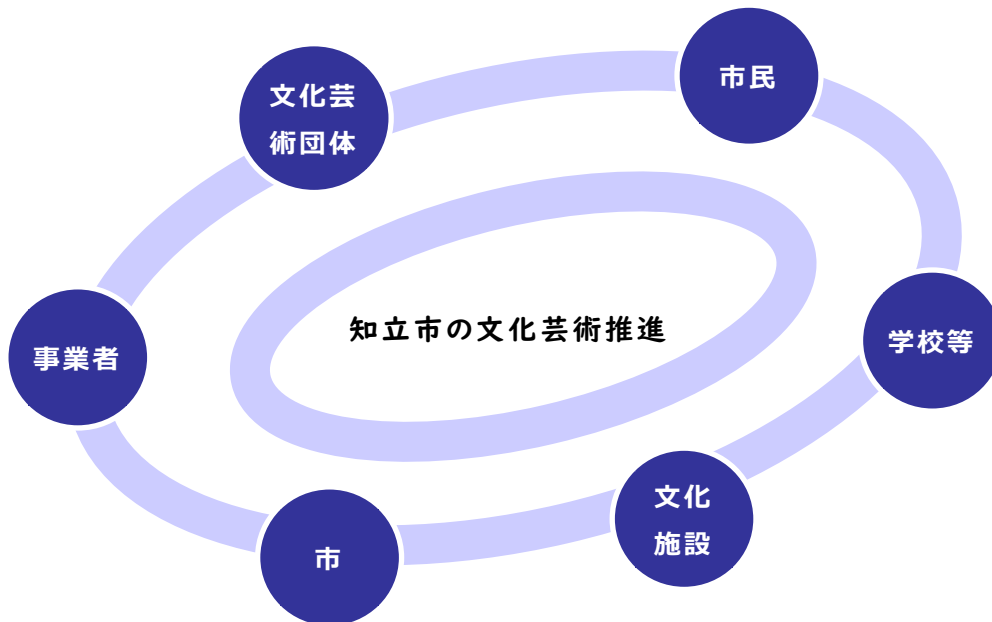
5

多様な情報発信

公演やイベントの目的から主に届けたい対象者を設定し、その対象者に届きやすい方法で情報発信を行います。また、スマートフォン・タブレットの普及やネット配信の拡大に対応し、知立市の文化芸術情報を発信・共有できる場を増やしていきます。多様な手段で情報発信を行い、市民に文化芸術情報を的確に届けていきます。

- 「広報ちりゅう」、知立市公式LINEアカウントへの文化事業の掲載
- 市の文化芸術イベントのチラシの小中学校での配布
- 市内の様々な活動が確認できるイベントカレンダー、文化芸術団体・グループを紹介するHPの作成
- 歴史や文化財に関するHPの充実
- 画像・動画配信コンテンツの充実
- 公共施設のロビー、商業施設・駅などの活用

- ・ 基本理念にもとづき、市、市民、文化芸術団体、学校等はそれぞれの役割を担い、協働で文化芸術の推進に取り組めます。



文化芸術推進会議	計画の成果や課題を確認し、推進方策を検討 【委員】市民、関係団体、有識者等
文化芸術連絡会議	情報交換、各種事業・相談の調整・連携 【構成員】市、文化会館、リリオ・コンサートホール、歴史民俗資料館、中央公民館、文化協会
重点施策部会	必要に応じて、多文化共生や多様な情報発信など重点施策における、市の現状に関する情報共有、取組の方向性の検討、推進のアイデアなどを話し合う場 【想定参加者】市（担当課）、担当文化施設、専門家、関係団体、当事者、市民

文化会館	地域にねがす親しみとにぎわいの会館として、鑑賞・参加・創造・連携など文化芸術活動の拠所となり、芸術文化の推進と共生社会の実現に寄与する
リリオ・コンサートホール	音響機能を活かし、臨場感ある各種コンサート、イベント、会議などの利用を図り、文化芸術の推進、まちづくりに寄与する
歴史民俗資料館	郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の保存と活用を図り、知立の歴史・文化財を大切にすまちづくりに寄与する
中央公民館	生涯学習に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する